

公的個人認証  
サービス

# 「電子証明書」の取得はお早めに

みなさん、「電子証明書」というものをご存じですか？

電子証明書とは、住民がインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」で発行されています。

この電子証明書については、平成19年度の税制改革で、取得促進を目的として、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。

これはe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して平成19年分、または20年分（いずれか1回）の所得税の確定申告書を申告期限（平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日）までに提出する際に、併せて**本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合には、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除**できるというものです。

この機会に電子証明書とICカードリーダーライタを取得して、ご利用されてみてはいかがでしょうか。

なお、確定申告時期が近づくと、役場の窓口が混み合う場合がありますので、電子証明書の取得はお早めにお願います。

- **電子証明書の取得**：住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは500円程度、電子証明書は500円が必要です）
- **ICカードリーダーライタの入手**：家電量販店やインターネット販売で購入できます

■ 詳しくは、次のホームページをご覧ください

【住基カード】 [http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/jyki\\_card.html](http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/jyki_card.html)

【電子証明書（公的個人認証サービス）】 <http://www.jpki.go.jp/index.html>

【ICカードリーダーライタ】 <http://www.jpki-rw.jp>

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

■ 住基カード、電子証明書の取得方法については、次へお問い合わせください  
奥尻町役場総務課情報サービス係（☎01397-2-3402・直通）

▼阿部 和郎さん（空港管理事務所空港管理グループサブリーダー）

## 依願退職

※（ ）内は退職時の職名

奥尻町では、平成19年9月30日付で、次のとおり依願退職がありましたのでご紹介します。

## 退職者 お世話になりました

30日	27日	26日	23日	22日	19日	16日	15日	9日	6日	5日
戦没者追悼式	周年記念式典	北海道奥尻高等学校開校30周年記念式典	平成19年度北海道港湾整備促進・利用振興大会（東京都）	離島振興用務（東京都）	奥尻空港消火避難訓練	奥尻町議会議員協議会	用方策調査検討会	表彰審査会／奥尻港高度利用方策調査検討会	連絡協議会（せたな町）	定例課長会議
								平成19年度南北海道市町村連合協議会	第16回町民体育祭・マラソン大会	

## 10月の町長の動向

平成19年9月19日施行

# 飲酒運転の厳罰化

# 道路交通法が改正

## 1 酒酔い運転の厳罰化！

- 酒酔い運転の罰則が強化
  - 酒酔い運転にかかわった車両・酒類の提供者、酒酔い運転の車両の同乗者に対する罰則が新設
- ※ 酒酔い運転とは……飲酒量にかかわらず、酩酊状態で運転する行為



強化!

### ドライバーに対する罰則 (法117条の2第1号)

- 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ※ 改正前は3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ▶ 違反点は従来通り25点 (即、免許取消)

新設!

### 車・酒の提供者、同乗者に対する罰則

(法117条の2第2号、法117条の2の2第3・4号)

- ★ 車両の提供者 → 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ★ 酒類の提供者 → 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ★ 同乗者 → 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※ ただし、ドライバーが酩酊状態にあることを同乗者が知らなかった場合は「2年以下の懲役または30万円以下の罰金」

## 2 酒気帯び運転の厳罰化！

- 酒気帯び運転の罰則が強化
  - 酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供者、酒気帯び運転の車両の同乗者に対する罰則が新設
- ※ 酒気帯び運転とは……体内のアルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上、または血液1ml中0.3mg以上で運転する行為



強化!

### ドライバーに対する罰則 (法117条の2の2第1号)

- 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ※ 改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ▶ 違反点は従来通り、①アルコール濃度が呼気1ℓ中0.25mg以上、または血液1ml中0.5mg以上の場合…13点
- ②アルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満、または血液1ml中0.3mg以上0.5mg未満の場合…6点

新設!

### 車・酒の提供者、同乗者に対する罰則

(法117条の2の2第2号、法117条の3の2第1・2号)

- ★ 車両の提供者 → 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ★ 酒類の提供者 → 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ★ 同乗者 → 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

## 3 酒気帯びの呼気検査拒否の罰則が強化！

- 罰則 (呼気検査を拒否・妨害した者)
- 3月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ※ 改正前は30万円以下の罰金



平成19年6月20日に「道路交通法」の一部が改正され、平成19年9月19日から施行されています。

この改正のポイントは、飲酒運転や酒気帯び運転の罰則の引き上げのほか、要求や依頼して飲酒運転の車に乗る行為を「同乗罪」として罰する規定を盛り込むなど、「飲酒運転の厳罰化」が主な特徴となっています。

また、「ひき逃げなどの罰則の強化」やその他の改正もありますので、詳しくはパンフレットなどで情報を収集するか、または奥尻駐在所 (☎2-2016)、青苗駐在所 (☎3-2350) へお問い合わせください。

【掲載資料の提供：有限会社シグナル】

### ひき逃げなどの罰則の強化

- ひき逃げ (法117条第2項)
  - 罰則 10年以下の懲役または100万円以下の罰金
  - ※ 改正前は5年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ▶ 付加点は従来通り23点 (即、免許取消)
- 過労運転等 (法117条の2の2第5号)
  - 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ※ 改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
  - ▶ 違反点は従来通り13点
- 麻薬等運転 (法117条の2第3号)
  - 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
  - ※ 改正前は3年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ▶ 違反点は従来通り25点 (即、免許取消)

### その他の改正点

- 悪質違反を下命・容認した車の使用者に対する罰則が強化！
  - ※ 車の使用者等…自動車の運行を管理する立場にある事業主や安全管理者等
  - ◆ 酒酔い運転や麻薬等運転の下命・容認 (法117条の2第4・5号)
    - 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
    - ※ 改正前は3年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ◆ 酒気帯び運転や過労運転などの下命・容認 (法117条の2第6・7号)
    - 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
    - ※ 改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 警察官への免許証提示が義務化！
  - (法67条第2項、法95条第2項、法120条第1項第9号)
  - ★ 違反をしたり、事故を起こした際に、警察官が必要と認めて免許証の提示を求めた場合、ドライバーは免許証を提示しなければなりません。
  - ※ 改正前は、飲酒運転など所定の違反をしていると認められた場合以外、免許証の提示は任意でした。
  - 罰則 5万円以下の罰金
- 安全運転管理者等の欠格要件が強化！
  - (法74条の3第1項第9号)
  - ★ 安全運転管理者・副安全運転管理者選任の欠格要件として、過去2年以内の①酒気帯び運転、②飲酒運転にかかわった車両・酒類の提供、③飲酒運転の車両への同乗——が追加されます。

## 冬の交通安全運動

11月21日(水)～30日(金)

- 重点
- ① 夕暮れ時の歩行者と自転車乗用中の交通事故防止
  - ② 路面状況に応じたスピードダウンとスリップ事故の防止
  - ③ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ④ 飲酒運転の追放